中 国 自 一 第 ２ ２ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

公益社団法人 広島県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

中 国 自 一 第 ２ ２ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

一般社団法人 鳥取県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

中 国 自 一 第 ２ ２ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

一般社団法人 島根県旅客自動車協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

中 国 自 一 第 ２ ２ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

公益社団法人 岡山県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

中 国 自 一 第 ２ ２ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

公益社団法人 山口県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

中国運輸局公示第１７号

公　　示

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準」（平成１８年９月２９日付け中国運輸局公示第７５号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので公示する。

令和７年５月２０日

中国運輸局長　金子　修久

○「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準（平成１８年９月２９日付け中国運輸局公示第７５号）」の一部改正に係る新旧表

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
制定　平成１８年　９月２９日　中国運輸局公示第　７５号 改正　平成２６年　１月２７日　中国運輸局公示第　９０号 改正　平成３０年　３月３０日　中国運輸局公示第　６６号 改正　令和　７年　５月２０日　中国運輸局公示第　１７号	制定　平成１８年　９月２９日　中国運輸局公示第　７５号 改正　平成２６年　１月２７日　中国運輸局公示第　９０号 改正　平成３０年　３月３０日　中国運輸局公示第　６６号
公　　示	**公　　示**
一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準	**一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準**
一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可（以下、「２１条許可」という。）について、道路運送法の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可（以下、「２１条許可」という。）について、道路運送法の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成１８年９月２９日	平成１８年９月２９日
中国運輸局長　　神谷　俊広	中国運輸局長　　神谷　俊広
記	**記**
１～２　（略）	１～２　（略）
３　自動運行旅客運送を行う場合の取扱い 道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第６条第１項第８号に規定する自動運行旅客運送（道路運送法施行規則第４条第１項第７号）の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類として、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３１条の２の２の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しが添付されていること。	（新設）
４　特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い （１）　道路運送法施行規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第７５条の１２第２項に規定する申請書の写しその他の同条第１項の許可の見込みに関する書類として、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類が添付されていること。 （２）　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第１５条の２に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。 （３）　特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第１５条の２第２項第２号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類が添付されていること。	（新設）

5　許可に付す条件　（略） 6　許可に付す期限　（略） 7　許可についての標準処理期間　（略） 附　則 １～４　（略） 5　本審査基準は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。	3　許可に付す条件　（略） 4　許可に付す期限　（略） 5　許可についての標準処理期間　（略） 附　則 １～４　（略） （新設）

制定　平成１８年　９月２９日　中国運輸局公示第　７５号
改正　平成２６年　１月２７日　中国運輸局公示第　９０号
改正　平成３０年　３月３０日　中国運輸局公示第　６６号
改正　令和　７年　５月２０日　中国運輸局公示第　１７号

公　　示

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可（以下、「２１条許可」という。）について、道路運送法の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成１８年９月２９日

中国運輸局長　　神 谷 俊 広

記

１　許可の範囲

運行する期間が原則１年以下のものとし、次のいずれかに該当するものであること。

（１）　イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に、イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合。

なお、実証実験については、当初から１年以上の計画があり、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、１年以上（３年程度）の期間を認めることとする。また、実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、再度許可（通算３年程度）をすることとする。

（２）　スキーバス、帰省バス等需要の動向によっては適宜運休する等一般乗合旅客自動車運送事業者の運行計画の確保等の義務を恒常的に課すことが困難であると認められる相当の理由がある場合。

２　法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、１（１）に掲げる場合であって申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合はこの限りではない。

（１）　法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（２）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（３）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（４）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。

（５）　申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。

（６）　申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

（７）　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

３　自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第６条第１項第８号に規定する自動運行旅客運送（道路運送法施行規則第４条第１項第７号）の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類として、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３１条の２の２の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しが添付されていること。

４　特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

（１）　道路運送法施行規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第７５条の１２第２項に規定する申請書の写しその他の同条第１項の許可の見込みに関する書類として、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類が添付されていること。

（２）　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第１５条の２に規

定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。

（３）　特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第１５条の２第２項第２号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類が添付されていること。

５　許可に付す条件

上記１のいずれかの形態に該当しなくなった場合には、当該許可を取り消す旨の条件を付すものとする。

６　許可に付す期限

許可にあたっては、原則として１年以下の期限を付すものとする。

７　許可についての標準処理期間

２ヶ月

附　則

１　本審査基準は、平成１８年１０月１日以降の処分から適用するものとする。

２　２１条許可を受けている者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可（以下「４条乗合許可」という。）を受けた者（以下「４条乗合事業者」という。）に移行する場合等の手続方

（１）２１条許可に期限（以下「期限」という。）が付されていない場合は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４０号）附則第３条の規定（以下「改正法附則規定」という。）により、平成１８年１０月１日（以下「基準日」という。）に４条乗合許可を受けたものとみなし（２１条許可を受けた運行内容で４条乗合事業者に移行）、平成１９年９月３０日までに中国運輸局長あてに４条乗合許可に係る事業の継続の届出（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画、運行計画に必要となる事項の届出をいう。以下「継続届出」という。）を行うものとする。また、２１条許可に期限が付されている場合には、改正法附則規定により、基準日に２１条許可を受けたものとみなされるが、期限到来後においても、引き続き乗合旅客の運送を行おうとする場合にあっては、４条乗合許可を受けるものとする。

（２）改正法附則規定により４条乗合許可を受けたものとみなされた者は、必要に応じて、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の車庫の減少、営業所別配置車両数の変更に係る事業計画の変更を行うものとする。この場合において、車両数が各運輸局等において公示する最低車両数を満たさなくなる場合であっても、営業区域の拡張を行うときまでは、これを認めるものとする。

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者が、２１条許可を受けるために一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている場合において、改正法附則規定により基準日に２１条許可を受けたものと見なされるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が基準日に２１条許可を受けたものとみなして、当該一般貸切旅客自動車運送事業の廃止を届け出るものとする。また、改正法附則規定により基準日に４条乗合許可を受けたものとみなされるときについても、当該一般貸切旅客自動車運送事業の廃止を届け出るものとする。

３　本審査基準は、平成２６年１月２７日以降の処分から適用するものとする。

４　本審査基準は、平成３０年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
５　本審査基準は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

国自旅第１４０号
平成１８年９月１５日
一部改正　平成２６年１月２４日
一部改正　平成３０年３月２９日
一部改正　令和　７年３月３１日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４０号）」の一部を改正し、別紙の改正欄のとおりとするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

（別紙）

○一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４０号）

改　　正	現　　行
国自旅第１４０号 平成１８年９月１５日 一部改正　平成２６年１月２４日 一部改正　平成３０年３月２９日 一部改正　令和　７年３月３１日 各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿 物流・自動車局長 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて 一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可（以下「２１条許可」という。）については、「一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成１３年９月２７日付け国自旅第８７号。以下「８７号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、今後の２１条許可については、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行う場合に限られることとなることから、２１条許可の取扱いを下記のとおり見直すこととしたので、業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。 なお、本通達は、基本的な考え方を示したものであり、今後本通達によりがたい事案が発生した場合には、個々の取扱いについて本省に照会することとされたい。 また、「８７号通達」及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」（平成１３年９月２７日付け国自旅第８６号）は廃止する。 さらに、本件については、社団法人日本バス協会会長及び社団法人全国乗用自動車連合会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。 記 １　許可の範囲 ２１条許可は、運行する期間が原則１年以下のものとし、次のいずれかに該当する場合において行うこととする。	国自旅第１４０号 平成１８年９月１５日 一部改正　平成２６年１月２４日 一部改正　平成３０年３月２９日 各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿 自動車局長 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて 一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可（以下「２１条許可」という。）については、「一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成１３年９月２７日付け国自旅第８７号。以下「８７号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、今後の２１条許可については、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行う場合に限られることとなることから、２１条許可の取扱いを下記のとおり見直すこととしたので、業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。 なお、本通達は、基本的な考え方を示したものであり、今後本通達によりがたい事案が発生した場合には、個々の取扱いについて本省に照会することとされたい。 また、「８７号通達」及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」（平成１３年９月２７日付け国自旅第８６号）は廃止する。 さらに、本件については、社団法人日本バス協会会長及び社団法人全国乗用自動車連合会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。 記 １　許可の範囲 ２１条許可は、運行する期間が原則１年以下のものとし、次のいずれかに該当する場合において行うこととする。

（１）　イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に､イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合。

なお、実証実験については、当初から１年以上の計画があり、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、１年以上（３年程度）の期間を認めることとする。また、実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、再度許可（通算３年程度）をすることとする。

（２）　スキーバス、帰省バス等需要の動向によっては適宜運休する等一般乗合旅客自動車運送事業者の運行計画の確保等の義務を恒常的に課すことが困難であると認められる相当の理由がある場合。

２　法令遵守

１の許可は、申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のない場合において行うものとする。ただし、１（１）に掲げる場合であって申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合はこの限りではない。

（１）　法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（２）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（３）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（１）　イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に､イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合。

なお、実証実験については、当初から１年以上の計画があり、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、１年以上（３年程度）の期間を認めることとする。また、実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、再度許可（通算３年程度）をすることとする。

（２）　スキーバス、帰省バス等需要の動向によっては適宜運休する等一般乗合旅客自動車運送事業者の運行計画の確保等の義務を恒常的に課すことが困難であると認められる相当の理由がある場合。

２　法令遵守

１の許可は、申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のない場合において行うものとする。ただし、１（１）に掲げる場合であって申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合はこの限りではない。

（１）　法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（２）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（３）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（４）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。 （５）　申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。 （６）　申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第 105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。 （７）　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第 104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。	（４）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。 （５）　申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。 （６）　申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第 105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。 （７）　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第 104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
３　自動運行旅客運送を行う場合の取扱い 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成１３年８月２９日付け国自旅第７１号）別紙１．（３）⑧に準ずるものとする。	（新設）
４　特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成１３年８月２９日付け国自旅第７１号）別紙１．（３）⑨に準ずるものとする。	（新設）
５　許可に付す条件 上記１のいずれかの形態に該当しなくなった場合には、当該許可を取り消す旨の条件を付すこと。	３　許可に付す条件 上記１のいずれかの形態に該当しなくなった場合には、当該許可を取り消す旨の条件を付すこと。
６　許可に付す期限 許可にあたっては、原則として１年以下の期限を付すものとする。	４　許可に付す期限 許可にあたっては、原則として１年以下の期限を付すものとする。
７　許可についての標準処理期間 ２ヶ月	５　許可についての標準処理期間 ２ヶ月
附則 １　本取扱いは、平成１８年１０月１日以降の処分から適用するものとする。	附則 １　本取扱いは、平成１８年１０月１日以降の処分から適用するものとする。
２　２１条許可を受けている者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可（以下「４条乗合許可」という。）を受けた者（以下「４条乗合事業者」という。）に移行する場合等の手続方	２　２１条許可を受けている者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可（以下「４条乗合許可」という。）を受けた者（以下「４条乗合事業者」という。）に移行する場合等の手続方
（１）２１条許可に期限（以下「期限」という。）が付されていない場合は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４０号）附則第３条の規定（以下「改正法附則規定」という。）により、平成１８年１０月１日（以下「基準日」という。）に４条乗合許可を受けたものとみなし（２１条許可を受けた運行内容	（１）２１条許可に期限（以下「期限」という。）が付されていない場合は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４０号）附則第３条の規定（以下「改正法附則規定」という。）により、平成１８年１０月１日（以下「基準日」という。）に４条乗合許可を受けたものとみなし（２１条許可を受けた運行内容

で４条乗合事業者に移行）、平成１９年９月３０日までに管轄する地方運輸局長等あてに４条乗合許可に係る事業の継続の届出（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画、運行計画に必要となる事項の届出をいう。以下「継続届出」という。）を行わせるものとする。また、２１条許可に期限が付されている場合には、改正法附則規定により、基準日に２１条許可を受けたものとみなされるが、期限到来後においても、引き続き乗合旅客の運送を行おうとする場合にあっては、４条乗合許可を受けさせるものとする。

（２）改正法附則規定により４条乗合許可を受けたものとみなされた者は、必要に応じて、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の車庫の減少、営業所別配置車両数の変更に係る事業計画の変更を行うものとする。この場合において、車両数が各運輸局等において公示する最低車両数を満たさなくなる場合であっても、営業区域の拡張を行うときまでは、これを認めるものとする。

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者が、２１条許可を受けるために一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている場合において、改正法附則規定により基準日に２１条許可を受けたものとみなされるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が基準日に２１条許可を受けたものとみなして、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。また、改正法附則規定により基準日に４条乗合許可を受けたものとみなされるときについても、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。

附則（平成２６年１月２４日　国自旅第４３３号）
本取扱いは、平成２６年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成３０年３月２９日　国自旅第３１８号）
本取扱いは、平成３０年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和７年３月３１日　国自安第２０９号・国自旅第３５７号）
本取扱いは、令和７年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

で４条乗合事業者に移行）、平成１９年９月３０日までに管轄する地方運輸局長等あてに４条乗合許可に係る事業の継続の届出（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画、運行計画に必要となる事項の届出をいう。以下「継続届出」という。）を行わせるものとする。また、２１条許可に期限が付されている場合には、改正法附則規定により、基準日に２１条許可を受けたものとみなされるが、期限到来後においても、引き続き乗合旅客の運送を行おうとする場合にあっては、４条乗合許可を受けさせるものとする。

（２）改正法附則規定により４条乗合許可を受けたものとみなされた者は、必要に応じて、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の車庫の減少、営業所別配置車両数の変更に係る事業計画の変更を行うものとする。この場合において、車両数が各運輸局等において公示する最低車両数を満たさなくなる場合であっても、営業区域の拡張を行うときまでは、これを認めるものとする。

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者が、２１条許可を受けるために一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている場合において、改正法附則規定により基準日に２１条許可を受けたものとみなされるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が基準日に２１条許可を受けたものとみなして、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。また、改正法附則規定により基準日に４条乗合許可を受けたものとみなされるときについても、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。

附則（平成２６年１月２４日　国自旅第４３３号）
本取扱いは、平成２６年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成３０年３月２９日　国自旅第３１８号）
本取扱いは、平成３０年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

国自旅第１４０号
平成１８年９月１５日
一部改正　平成２６年１月２４日
一部改正　平成３０年３月２９日
一部改正　令和　７年３月３１日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可（以下「２１条許可」という。）については、「一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成１３年９月２７日付け国自旅第８７号。以下「８７号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、今後の２１条許可については、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行う場合に限られることとなることから、２１条許可の取扱いを下記のとおり見直すこととしたので、業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達は、基本的な考え方を示したものであり、今後本通達によりがたい事案が発生した場合には、個々の取扱いについて本省に照会することとされたい。

また、「８７号通達」及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」（平成１３年９月２７日付け国自旅第８６号）は廃止する。

さらに、本件については、社団法人日本バス協会会長及び社団法人全国乗用自動車連合会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

１　許可の範囲

２１条許可は、運行する期間が原則１年以下のものとし、次のいずれかに該当する場合において行うこととする。

（１）　イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に、イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合。

なお、実証実験については、当初から１年以上の計画があり、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、１年以上（３年程度）の期間を認めることとする。また、実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、再許可（通算３年程度）をすることとする。

（２）　スキーバス、帰省バス等需要の動向によっては適宜運休する等一般乗合旅客自動車運送事業者の運行計画の確保等の義務を恒常的に課すことが困難であると認められる相当の理由がある場合。

２　法令遵守

１の許可は、申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のない場合において行うものとする。ただし、１（１）に掲げる場合であって申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合はこの限りではない。

（１）　法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（２）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（３）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車

を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（４）　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。

（５）　申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

（６）　申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

（７）　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）及び自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第　104 号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。２（略）

３　自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成１３年８月２９日付け国自旅第７１号）別紙１．（３）⑧に準ずるものとする。

４　特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成１３年８月２９日付け国自旅第７１号）別紙１．（３）⑨に準ずるものとする。

５　許可に付す条件

上記１のいずれかの形態に該当しなくなった場合には、当該許可を取り消す旨の条件を付すこと。

６　許可に付す期限

許可にあたっては、原則として１年以下の期限を付すものとする。

７　許可についての標準処理期間

２ヶ月

附則

１　本取扱いは、平成１８年１０月１日以降の処分から適用するものとする。

２　２１条許可を受けている者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可（以下「４条乗合許可」という。）を受けた者（以下「４条乗合事業者」という。）に移行する場合等の手続方

（１）２１条許可に期限（以下「期限」という。）が付されていない場合は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４０号）附則第３条の規定（以下「改正法附則規定」という。）により、平成１８年１０月１日（以下「基準日」という。）に４条乗合許可を受けたものとみなし（２１条許可を受けた運行内容で４条乗合事業者に移行）、平成１９年９月３０日までに管轄する地方運輸局長等あてに４条乗合許可に係る事業の継続の届出（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画、運行計画に必要となる事項の届出をいう。以下「継続届出」という。）を行わせるものとする。また、２１条許可に期限が付されている場合には、改正法附則規定により、基準日に２１条許可を受けたものとみなされるが、期限到来後においても、引き続き乗合旅客の運送を行おうとする場合にあっては、４条乗合許可を受けさせるものとする。

（２）改正法附則規定により４条乗合許可を受けたものとみなされた者は、必要に応じて、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の車庫の減少、営業所別配置車両数の変更に係る事業計画の変更を行うものとする。この場合において、車両数が各運輸局等において公示する最低車両数を満たさなくなる場合であっても、営業区域の拡張を行うときまでは、これを認めるものとする。

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者が、２１条許可を受けるために一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている場合において、改正法附則規定により基準日に２１条許可を受けたものとみなされるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が基準日に２１条許可を受けたものとみなして、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。また、改正法附則規定により基準日に４条乗合許可を受けたものとみなされるときについても、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。

附則（平成２６年１月２４日　国自旅第４３３号）
改正後の通達は、平成２６年１月２７日以降に処分するものから適用する。

附則（平成３０年３月２９日　国自旅第３１８号）
改正後の通達は、平成３０年４月１日以降に処分するものから適用する。

附則（令和　７年３月３１日　国自安第２０９号・国自旅第３５７号）
本取扱いは、令和７年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。